

災害時における物資の調達に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島県ＬＰガス協会福山地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給（借受けを含む。以下同じ。）を要請することができる。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 甲が、市外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から物資の調達のあっせんを要請され、又は特に必要を認めてあっせんを行うとき。
- (3) その他緊急に必要となったとき。

2 前項の規定による要請は、供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により行うものとし、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、次項の措置をとるものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況について、甲に随時報告するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げる物資とし、乙は甲からの要請があれば、可能な限り調達するものとする。

- (1) ＬＰガス
- (2) その他甲が指定するもの（ガスコンロ、ガス炊飯器等）

（物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において、優先的に甲に物資を供給するものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格（甲が乙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための搬送を行った場合は、その運賃を含む。）とすることを基本とし、甲乙協議して決定するものとする。

（物資の搬送及び引渡し）

第6条 乙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれから、この協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年2月21日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市一文字町3番2号
株式会社協同瓦斯内
広島県LPガス協会 福山地区協議会
福山地区協議会長 大森 正之

様式第 1 号

平成 年 月 日

広島県LPガス協会
福山地区協議会長 様

福山市長
(災害対策本部)

協定書に基づく物資の供給要請書

次の内容で、物資の供給を要請します。

1 引渡し場所

2 要請する物資

物資名	数量	物資名	数量
LPガス (kg)			
LPガス (kg)			

3 その他必要とする事項

福山市の要請担当者

所属 :

名前 :

電話 :